

新型コロナウイルス感染症から回復した患者の転院を受け入れる後方支援医療機関の確保について(概要) (令和3年5月11日事務連絡)

新たな診療報酬上の臨時的な取扱いを含め、後方支援医療機関の確保に当たっての支援措置及び留意事項を整理。都道府県に対して、管内の医療機関等に周知するとともに、後方支援医療機関の確保に取り組むよう依頼。

1. 後方支援医療機関に関する支援措置

- 診療報酬上の臨時的な取扱い
 - ・ 二類感染症患者入院診療加算の3倍(750点/日)を算定可能
 - ・ 救急医療管理加算(950点/日)を最大90日間算定可能
 - ・ 個室の場合、二類感染症患者療養環境特別加算の個室加算(300点/日)を最大90日間算定可能 (令和3年5月11日付事務連絡)
- 令和3年度新型コロナ感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金
 - ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した患者の受入れに当たって必要となる个人防护具の購入費等も補助対象
※ 令和2年度補助金による補助を受けた医療機関は、原則として、令和3年度と同補助金では対象外
- 院内感染によりクラスターが発生した場合の支援
 - ・ クラスター発生時における空床や休止病床について、新型コロナ患者を受け入れるためのものでもなくとも、都道府県が認めた期間に限り重点医療機関に指定されたものとみなして、新型コロナ緊急包括支援交付金を活用して、重点医療機関の空床確保の補助対象とすることが可能

2. 後方支援医療機関への転院支援

- 後方支援医療機関のリスト作成及びG-MISによる受入可能病床数の把握
 - ・ 後方支援医療機関のリストを作成し、新型コロナ患者を受け入れる医療機関に共有するとともに、転院調整などを検討すること。
 - ・ G-MIS上に「後方支援医療機関」の項目を作成し、「コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者の受入可否」等の質問項目を設けており、後方支援医療機関のリストを作成する際に参考にされたい。
 - ・ G-MIS上の日次調査に、「回復後患者受入可能病床数」の項目を設けており、各都道府県においては、後方支援医療機関の受入可能病床数を把握し、回復後の患者の転院調整に役立てていただきたい。
 - ・ G-MISを用いて作成した後方支援医療機関リスト等を新型コロナ患者受入医療機関と共有する際には、後方支援医療機関の同意を得ること。
- 地域の実情に応じた転院調整
 - ・ 例えば地域医療構想調整会議や都道府県医師会、都道府県病院団体及び支部による協議会や既存の関係団体間連携の枠組みなどを活用して、受け入れ可能医療機関のリストの地域の医療機関や保健所への提供や効率的なマッチングを行う等、地域の実情に適した転院支援の仕組みを検討すること。
 - ・ 転院調整を行う専門家の配置に必要な費用については、新型コロナ緊急包括支援交付金の「医療搬送体制等確保事業」の対象。

3. 新型コロナウイルス感染症患者の退院基準 (再周知)